ときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が平成十七年国土交通省告示第三百八十五号別表の書式により証する書類（当該耐震基準不適合住宅の取得の日以後六月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。）

二・三　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の二の二第二項第六号の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百三十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第42条の２の２第２項第６号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。	租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第42条の２の２第２項第６号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が８地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）とする。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に規定するフロン類をいう。）を用いない工事であること。

（新設）

一　次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が８地域の場合にあっては、次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）（次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に規定するフロン類をいう。）を用いない工事であること。